証券コード　3625
平成28年９月６日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
テックファームホールディングス株式会社
代表取締役社長　永　　守　　秀　　章

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年９月20日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年９月21日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
東京オペラシティタワー７階　第一・第二会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第25期（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第25期（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.techfirm-hd.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知に掲載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.techfirm-hd.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

当社は、平成27年６月18日開催の臨時株主総会決議により、事業年度の末日を従来の７月31日から６月30日に変更しております。これにより、前連結会計年度は、平成26年８月１日から平成27年６月30日の11ヶ月となったため、当事業報告においては業績に関する前期比較の記載を省略しておりますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

なお、当社は、平成27年７月１日付で当社を分割会社、「テックファーム株式会社」を新設会社とする新設分割を行い、持株会社体制へ移行いたしました。また、これに伴い、当社は、同日付で「テックファームホールディングス株式会社」に商号を変更しております。

１．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策及び日銀による金融緩和を背景に企業収益や雇用環境が改善するなど、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、不安定な国際情勢や英国のEU離脱問題に伴う世界経済の混乱などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、クラウドサービスやビッグデータ、IoT（Internet of Things）、AI（人工知能）等の新しい技術の利活用に向けた取り組みを背景にIT投資への意欲は底堅いものの、景気の先行き不透明感に伴い、低コスト化の要求及び検討期間の長期化等の傾向がみられるなど、楽観視できない状況であります。

このような状況のもと、当社グループは、ソフトウエア受託開発事業と自社サービスの両輪を併せ持つグループ会社として、事業基盤を強化し、収益を確保できる体制の構築に努めております。ソフトウエア受託開発事業につきましては、開発体制の再編成、技術力向上を目的とした技術支援チームの結成等を実施し、安定的な利益創出ができる基盤構築に取り組んでおります。また、IoT（Internet of Things）を絡めた企業向けトータルソリューションの提案及び開発体制の強化を目的としたインヴェンティット株式会社との資本業務提携を実施し、パートナーシップの推進、並びに新規ソリューションの事業創出に努めております。

自社サービスにつきましては、主に自動車整備業者・鈑金業者向けシステムを中心とする自動車アフターマーケットに特化した業務システムの開発・販売に注力し、既存顧客との取引拡大及び新規顧客の獲得に取り組んでおります。また、主に訪日外国人を対象としたホテル及び旅館向けの客室設置型タブレット「ee-TaB*（イータブ・プラス）」による情報配信サービスを展開しております。その他、米国ラスベガスに拠点を設置し、カジノ市場に向けた自社サービスの展開を目指しているカジノ事業においては、モバイル電子マネーに関する新ソリューションの開発並びに事業化に向けた投資を継続的に行っております。

上記により、当連結会計年度の業績は、売上高は4,654,677千円、営業利益は26,537千円、経常利益は18,924千円、親会社株主に帰属する当期純損失は74,469千円となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の状況は、以下のとおりであります。

（ソフトウエア受託開発事業）

当セグメントにおいては、引き続き積極的な新規顧客の開拓に加え、既存顧客のニーズ獲得に努め、顧客の視点に寄り添ったITサービス・ITソリューションの提供に取り組んでまいりました。また、平成27年秋には、FinTech（Financial Technology）関連の専門部署「FinTech推進室」を立ち上げ、金融事業者向けに、ITを活用したソリューションの提供を開始する等、新たな柱となる新ソリューションの立ち上げを積極的に進めてまいりました。利益につきましては、工数管理・プロジェクト管理の新システムを導入し、採算管理の徹底及び不採算プロジェクトを発生させない体制の構築を行い、不採算プロジェクトは減少しております。しかしながら、開発案件の商談長期化等により新規顧客からの案件獲得が遅れたことによる売上減少、並びに人材の確保は順調に推移する一方、人材の育成や教育などの初期投資が発生したことによる原価コストの増加により利益は想定を下回る結果となりました。

米国ラスベガスで進めている海外新規事業（カジノ事業）においては、平成27年９月に米国ラスベガスで開催されたカジノ・ゲーミング業界の展示会「Global Gaming Expo」に業務提携先と共同開発したモバイル決済ソリューションを出展いたしました。今後は、米国のカジノでのフィールドテストを実施し、平成29年６月期中のサービス開始を目指して取り組んでおります。

上記により、当連結会計年度のソフトウエア受託開発事業の売上高は3,378,083千円、営業利益は374,504千円となりました。

（自動車アフターマーケット事業）

当セグメントにおいては、新たなシステムを販売ラインナップとして追加するとともに、取扱い商品の拡充を図り、既存顧客の利便性向上と顧客単価の増加、並びに新規顧客の獲得に向けた活動を継続的に進めてまいりました。また、当社グループの開発技術力を融合した既存システムのバージョンアップ、音声認識を利用した新システムや新ソリューションの創出に向けた活動を積極的に行い、業界シェアの拡大に取り組んでおります。

上記により、当連結会計年度の自動車アフターマーケット事業の売上高は1,276,594千円、営業利益は100,666千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は34,208千円で、その主なものは、営業用車両の取得14,302千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と総額300,000千円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末の借入未実行残高は300,000千円であります。

当連結会計年度において第三者割当による新株予約権の行使により、10,198千円の資金調達を行いました。

当社グループは、平成28年３月25日付で第２回無担保社債300,000千円、平成28年３月25日付で第３回無担保社債300,000千円を発行しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の件

当社は、平成27年１月29日開催の取締役会において、当社のソフトウエア開発事業を新設分割し、持株会社化することを決議し、平成27年６月18日開催の臨時株主総会において新設分割計画が承認され、平成27年７月１日をもって会社分割を実施いたしました。これに伴い、当社は同日付で「テックファームホールディングス株式会社」に商号を変更しております。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区分＼期別	第22期 (平成25年７月期)	第23期 (平成26年７月期)	第24期 (平成27年６月期)	第25期 (当連結会計年度) (平成28年６月期)
売上高	－	3,498,670	3,957,640	4,654,677
経常利益	－	130,828	26,845	18,924
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	△8,327	△35,954	△74,469
１株当たり当期純損失(△)	－	△1円39銭	△5円90銭	△11円65銭
総資産	－	2,245,086	3,783,233	3,881,410
純資産	－	1,576,581	2,266,604	2,117,347
１株当たり純資産額	－	260円03銭	347円70銭	323円18銭

（注）１．当社は、第23期より連結計算書類を作成しております。
２．１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
３．当社は、平成25年８月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行い、また、平成26年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。
４．第24期（平成27年６月期）は、決算期変更により平成26年８月１日から平成27年６月30日までの11ヶ月間となっております。
５．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純損失」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純損失」に変更しております。

②当社の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区分＼期別	第22期 (平成25年７月期)	第23期 (平成26年７月期)	第24期 (平成27年6月期)	第25期 (当事業年度) (平成28年６月期)
売上高	3,496,955	3,498,670	3,646,615	604,984
経常利益	134,539	139,927	76,339	108,440
当期純利益	51,897	771	36,881	65,360
１株当たり当期純利益	8円65銭	0円13銭	6円05銭	10円22銭
総資産	2,084,000	2,299,555	3,503,232	3,290,129
純資産	1,598,256	1,587,746	2,304,854	2,356,346
１株当たり純資産額	264円09銭	261円89銭	357円48銭	366円22銭

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．当社は、平成25年８月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行い、また、平成26年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
３．第24期（平成27年６月期）は、決算期変更により平成26年８月１日から平成27年６月30日までの11ヶ月間となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
テックファーム株式会社	100,000千円	100.0%	モバイル・タブレット関連システム、業務システム及び基幹システム等の受託開発・運用保守・広告・サービス
Prism Solutions Inc.	3,088,755米ドル	100.0%	米国カジノ市場向けモバイル電子マネーサービスの事業開発、運営
株式会社EBE	30,000千円	67.5%	自動車業界向けコンピュータソフトウエア開発・販売

（注）１．当連結会計年度より、当社は持株会社体制への移行に伴い、平成27年７月１日付で商号をテックファームホールディングス株式会社に変更し、新設分割したテックファーム株式会社を連結の範囲に含めております。
２．Prism Solutions Incは平成27年９月28日付にて1,663,755米ドルの増資を行い、資本金は3,088,755米ドルとなっております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
テックファーム株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	816,225千円	3,290,129千円

(8) 対処すべき課題

①収益基盤の強化

当社グループの主要事業であるソフトウエア受託開発は、売上拡大に伴う開発案件の増加と案件規模の拡大により、不採算案件のリスクが高まってきております。そのため、見積段階から営業と開発が連携して顧客要求の的確な把握に努めるとともに、プロジェクトレビューとマネジメントの強化、開発技術の標準化や効率化を推進し、不採算案件の撲滅と品質の向上に努めてまいります。

②パートナーシップの推進

当社グループは効率的かつ機動力のある営業体制を確立するために、業務提携等によるパートナー戦略の拡充を図り、新規のビジネス機会の創出、パートナー先との協業による複合的なITソリューションの提供等による新たな顧客基盤の確立とさらなる事業の拡大を目指してまいります。また、開発及び運用・保守サービスの多種多様な案件に対応するため、外部パートナーとの連携を強化するとともに、パートナー先とリソースの相互活用体制を構築し、顧客のニーズに即したソリューションをスピーディに対応できる開発体制の構築に取り組んでまいります。

③人材の確保

当社グループは、中長期的に成長していくためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。このような課題に対処するため、ウェブサイトやSNSツールを介して、当社グループの特徴や強みを積極的にアピールし、新卒及び中途の採用を強化するとともに、個々のスキルアップのための継続的な教育に努めてまいります。

④事業領域の拡大

強固な経営基盤と持続的な成長を可能とする多極的な事業構造を構築するため、経営資源の選択と集中並びに事業領域の拡大を推進してまいります。そのために、当社グループが今まで培った技術・ノウハウと他社企業のノウハウを融合し発展させ、成長の期待される海外市場に向けた先見的なソリューションの企画、開発、事業化等、新しい事業の創出に取り組んでまいります。

(9) 主要な事業内容（平成28年６月30日現在）

①ソフトウエア受託開発事業

ソフトウエア受託開発事業は、モバイル・タブレット関連システム、業務システム及び基幹システム等の受託開発・運用保守・広告・サービス提供等を行っております。

②自動車アフターマーケット事業

自動車アフターマーケット事業は、自動車業界向けソフトウエア開発・販売・運用保守等を提供しております。

(10) 主要な営業所（平成28年６月30日現在）

① 当社

本　社　：東京都新宿区

② 子会社

テックファーム株式会社	本社	：東京都新宿区
Prism Solutions Inc.	本社	：アメリカ合衆国ネバダ州
株式会社EBE	本社	：東京都千代田区
	支店	：札幌支店（北海道札幌市）
		仙台支店（宮城県仙台市）
		長野支店（長野県松本市）
		金沢支店（石川県金沢市）
		近畿支店（大阪府大阪市）
		中国・四国支店（広島県広島市）
		九州支店（福岡県福岡市）
		沖縄支店（沖縄県浦添市）

（注）株式会社EBEは、平成27年12月21日付にて、本社を東京都中央区から移転しております。

(11) 使用人の状況（平成28年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウエア受託開発事業	207名	7名減
自動車アフターマーケット事業	67名	21名増
全社（共通）	24名	24名増
合計	298名	38名増

（注）１．使用人数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	189名減	37.8歳	4.9年

（注）１．使用人数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。
２．使用人数が前事業年度末と比べて189名減少しましたのは、これは主として当社が持株会社体制へ移行したことによるものであります。

(12) 主要な借入先の状況（平成28年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社東日本銀行	112,200千円
株式会社日本政策金融公庫	24,800千円

（注）１．借入額は、短期借入金及び長期借入金の合計残高であります。
２．当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額300,000千円のコミットメントライン契約を株式会社りそな銀行と締結しております。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況に関する事項

(1)　会社の株式に関する事項（平成28年６月30日現在）

①　**発行可能株式総数**　　17,000,000株

②　**発行済株式の総数**　　6,702,000株
（自己株式307,800株を含む）

③　**株主数**　　4,677名

④　**大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	638,000	10.0
筒井雄一朗	456,000	7.1
小林正興	318,000	5.0
株式会社読売新聞東京本社	264,000	4.1
山村慶子	200,000	3.1
株式会社ミライト	200,000	3.1
志村貴子	175,000	2.7
株式会社エクシング	150,000	2.3
山村美寿寿	129,200	2.0
山村東晃	102,000	1.6

（注）１．当社は、自己株式307,800株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式（307,800株）を控除して計算しております。

(2)　その他株式に関する重要な事項

当連結会計年度において第三者割当による新株予約権の行使により、発行済株式総数は5,000株増加しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1)　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第４回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		平成23年10月21日	平成27年８月27日
新株予約権の数		100個	800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 （注）１．	普通株式 80,000株
新株予約権の払込金額		無償	新株予約権１個当たり 2,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり 371円 （注）１．	１株当たり 1,220円
権利行使期間		平成25年11月２日から 平成33年10月31日まで	平成29年10月１日から 平成31年９月30日まで
行使の条件		（注）２．	（注）３．
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数20,000株 保有者　１名	新株予約権の数　800個 目的となる株式数　80,000株 保有者　１名
	社外取締役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者　０名	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者　０名
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者　０名	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者　０名

（注）１．平成25年８月１日付で株式１株につき100株の株式分割を行い、また、平成26年４月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整後の数及び金額を記載しております。

２．第４回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役もしくは従業員、又は当社の関係会社取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、当社取締役会が特に認めたものに限り新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、当社取締役会が特に認めたものに限りその相続人が新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、行使時において禁錮以上の刑に処せられたことがなく、かつ、法令又は当社の内部規律に違反し、懲戒処分を受けたことがないものとする。

３．第７回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成28年６月期及び平成29年６月期並びに平成30年６月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）乃至（c）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 平成28年６月期及び平成29年６月期の営業利益の累積額が2.7億円を超過した場合：
行使可能割合：50％

(b) 平成28年６月期及び平成29年６月期の営業利益の累積額が4.0億円を超過した場合：
行使可能割合：75％

(c) 平成28年６月期及び平成29年６月期の営業利益の累積額が5.0億円を超過した場合：
行使可能割合：90％

ただし、平成30年６月期の営業利益が5.0億円を超過した場合、上記（a）から（c）にかかわらず、全て権利行使可能とする。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当社取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

(5) 本新株予約権１個未満を行使することはできない。

(6) 新株予約権者は、行使時において禁錮以上の刑に処せられたことがなく、かつ、法令又は当社の内部規律に違反し、懲戒処分を受けたことがない場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(7) その他の条件については、平成27年８月27日開催の当社取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称		第７回新株予約権
発行決議日		平成27年８月27日
新株予約権の数		2,240個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 224,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり 2,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり 1,220円
権利行使期間		平成29年10月１日から 平成31年９月30日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社執行役員（当社役員を除く）	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 交付者　０名
	当社使用人（当社役員、執行役員を除く）	新株予約権の数　90個 目的となる株式数　9,000株 交付者　３名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　2,150個 目的となる株式数　215,000株 交付者　11名

（注）行使の条件につきましては、上記「(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」(注)３．に記載のとおりであります。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1)　取締役及び監査役の状況（平成28年６月30日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	千　原　信　悟	テックファーム株式会社 代表取締役社長 株式会社EBE 代表取締役社長
代表取締役社長	永　守　秀　章	CEO テックファーム株式会社 取締役 株式会社EBE 取締役
取　締　役	新　村　鋭　男	モリタ宮田工業株式会社 代表取締役会長
監査役（常勤）	小　夫　みのり	小夫みのり税理士事務所 所長 テックファーム株式会社 監査役 株式会社EBE 監査役
監　査　役	田　中　好　男	株式会社SCアソシエイツ 代表取締役
監　査　役	大　井　哲　也	TMI総合法律事務所 パートナー 株式会社ジェイアイエヌ 監査役 株式会社マーケットエンタープライズ 監査役

（注）１．取締役新村鋭男氏は、社外取締役であります。
２．監査役小夫みのり氏、田中好男氏及び大井哲也氏は、社外監査役であります。
３．監査役小夫みのり氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役田中好男氏は、企業経営者としての相当程度の経験と知見を有しております。
５．監査役大井哲也氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しております。
６．当社は、取締役新村鋭男氏及び監査役小夫みのり氏の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4人 （1人）	77,847千円 （4,500千円）
監査役 （うち社外監査役）	4人 （4人）	11,400千円 （11,400千円）
合計 （うち社外役員）	8人 （5人）	89,247千円 （15,900千円）

（注）1．平成17年10月27日の定時株主総会決議により取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内と決議いただいております。
2．平成18年10月26日の定時株主総会決議により監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議いただいております。
3．上記の取締役並びに監査役の人数及び報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役並びに監査役各1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役新村鋭男氏は、モリタ宮田工業株式会社の代表取締役会長を兼職しております。なお、同社と当社との間に重要な取引等の関係はありません。

監査役小夫みのり氏は、小夫みのり税理士事務所の所長、テックファーム株式会社及び株式会社EBEの監査役を兼職しております。なお、同事務所と当社との間に重要な取引等の関係はありません。また、テックファーム株式会社及び株式会社EBEは当社の子会社であります。

監査役田中好男氏は、株式会社SCアソシエイツの代表取締役を兼職しております。なお、同社と当社との間に重要な取引等の関係はありません。

監査役大井哲也氏は、TMI総合法律事務所のパートナー、株式会社ジェイアイエヌ及び株式会社マーケットエンタープライズの監査役を兼職しております。なお、同事務所及び当該他の法人等と当社との間に重要な取引等の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	新　村　鋭　男	平成27年９月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のうち９回に出席いたしました。多くの代表取締役を歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験を有していることから、業務執行から独立した視点で、業務執行状況の確認、必要に応じて助言、発言を行っております。
社外監査役（常勤）	小　夫　みのり	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席いたしました。税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、毎月開催される経営会議へも出席しており、業務執行状況の確認、必要に応じて助言、発言を行っております。
社外監査役	田　中　好　男	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験を踏まえ、幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、毎月開催される経営会議へも出席しており、業務執行状況の確認、必要に応じて助言、発言を行っております。
社外監査役	大　井　哲　也	平成27年９月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、監査役会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

（注） 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が８回ありました。

③ 締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同契約においては、会社法第423条第１項の責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度としております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,641千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,641千円

（注）１．当社と有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

Ⅰ.(A)　業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として、平成27年５月21日開催の取締役会において決議いたしました。決議及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、法令又は定款違反の事実、及びそのおそれがある事実を発見した場合には、速やかに監査役へ報告するとともに、取締役会において報告する。

② 内部通報制度を整備し、法令違反等の事前防止及び早期発見に努める。

③ 内部監査室が内部監査を実施し、取締役の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書（関連資料及び電子媒体に記録されたものを含む。）やその他の情報管理に関する社内規程を整備し、これを遵守する。

② 文書の保存期間については、法令に定められているもののほか、社内規程に従い、業務上必要な期間保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 各種業務執行に関する社内規程を整備し、これを遵守することにより、事業リスクの把握と低減に努める。

② 情報セキュリティにおけるリスクについては、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」並びにそれらに基づいて策定された関連諸規程に従い、適切に管理する。

③ 内部監査室が内部監査を実施し、法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 組織の構成と各組織の業務分掌と責任・権限を明確にする組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程を整備する。

② 取締役会を毎月１回開催し、法令や善良なる管理者の注意義務等に基づき重要事項の決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

③ 取締役は、社内の重要会議等に出席し、各部署の状況を的確に把握するとともに、取締役会における判断材料の収集に努める。

④ 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① グループ倫理憲章及び就業規則において、法令や社内規程の遵守について定め、その必要性及び重要性を周知する。

② 内部通報制度を整備し、法令違反等の事前防止及び早期発見に努める。

③ 内部監査室が内部監査を実施し、使用人の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

グループ管理規程を整備し、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a グループ管理規程に基づき、子会社において法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為が発見された場合には、発見された危険の内容とそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役会に報告する。

b 内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、法令又は定款違反、その他の事由に基づく損失の危険がある行為が発見された場合には、発見された危険の内容とそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役会に報告する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督するとともに、子会社における意思決定について、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 子会社に対し、その役職員へのグループ倫理憲章の周知徹底を要請し、当社グループ全体としての統制環境の醸成に努める。

b 内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、取締役等及び使用人の法令又は定款違反、その他の不適切な行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適切に対応する。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 補助使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、監査役以外からの指揮命令は受けない。

② 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(10) 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

(11) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

① 子会社の取締役等及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社管理担当部署に報告する。

② 子会社の取締役等又は使用人から報告を受けた事項について、当社の子会社管理担当部署が当社の監査役に報告するべき事項及びその方法は、取締役と監査役との協議により決定する。

③ 内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

(12) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、監査役に報告をした者について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

② 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(13) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(14) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席することができる。

② 監査役は、必要に応じて会計をはじめとした各種業務資料や情報システム、内部監査資料等を閲覧することができる。

③ 監査役が、内部監査室や会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報の交換を行うための場を設ける。

(15) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

① 当社は金融商品取引法の定めに従い、業務プロセス及びそこに内在するリスクと統制の分析を実施し、健全な内部統制環境の構築と、全社レベル及び業務レベルにおける統制活動及び評価体制の有効性維持に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

② 内部監査室が内部監査を実施し、財務報告の信頼性と適正性を損なう危険がある行為を発見した場合には直ちに取締役会に報告する。

(16) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

① 当社は反社会的勢力排除に向けたガイドラインを策定し、取締役及び全従業員に周知し、これを遵守させる。

② 顧問弁護士等の専門機関との緊密な連携関係を構築し、有事において組織的に対応できる体制を整備する。

(B) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社グループは、上記業務の適正を確保するための体制の適切な運用に努めるとともに、内部監査室が業務監査や内部統制の評価を通じて、内部統制システムの有効性を継続的にモニタリングしております。また、その結果を取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築と運用に努めております。

主な運用状況については以下のとおりです。

コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、取締役及び全従業員に定期的な研修の実施による周知徹底や内部通報制度による通報・相談窓口の体制強化に努めております。

リスク管理

当社グループでは、各業務所管部署からの情報収集を実施し、経営会議等を通じて適切な施策を講じる体制を構築しております。

財務報告に係る内部統制

計画に基づき、内部統制評価を実施し、財務報告の信頼性の確保に努めております。

反社会的勢力排除

取引先との各種契約書類内に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込み、反社会的勢力排除に向けた対策を徹底しております。

７．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、定時株主総会にて１回又は中間配当を含めた２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発投資等、企業価値の向上に有効活用してまいりたいと考えております。

また、自己株式の取得につきましては、経済変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために財務状況や株価の動向等を勘案しながら適切に対応してまいります。

これらの方針に基づき、平成28年６月期の期末配当につきましては、１株当たり３円を予定しております。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	2,550,787	流動負債	1,133,072
現金及び預金	1,175,840	買掛金	112,641
売掛金	1,230,052	１年内返済予定の長期借入金	60,480
仕掛品	16,072	リース債務	2,172
原材料及び貯蔵品	7,157	未払法人税等	58,993
繰延税金資産	50,806	未払金	450,494
その他	83,455	賞与引当金	59,075
貸倒引当金	△12,597	製品保証引当金	11,800
		受注損失引当金	6,600
固定資産	1,317,772	その他の引当金	2,800
有形固定資産	121,121	その他	368,015
建物	61,377		
車両運搬具	21,549	固定負債	630,990
工具、器具及び備品	29,940	社債	504,000
リース資産	8,253	長期借入金	76,520
無形固定資産	1,009,307	リース債務	6,348
のれん	870,459	資産除去債務	22,557
その他	138,847	その他	21,564
投資その他の資産	187,344	負債合計	1,764,062
投資有価証券	1,577	【純資産の部】	
差入保証金	154,828	株主資本	2,070,810
繰延税金資産	3,530	資本金	953,411
その他	32,564	資本剰余金	925,046
貸倒引当金	△5,158	利益剰余金	276,021
		自己株式	△83,668
繰延資産	12,850	その他の包括利益累計額	△4,324
社債発行費	8,577	その他有価証券評価差額金	△382
株式交付費	782	為替換算調整勘定	△3,942
創立費	3,362	新株予約権	14,671
開業費	128	非支配株主持分	36,190
資産合計	3,881,410	純資産合計	2,117,347
		負債及び純資産合計	3,881,410

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,654,677
売上原価		2,829,104
売上総利益		1,825,573
販売費及び一般管理費		1,799,035
営業利益		26,537
営業外収益		
受取利息	755	
受取配当金	149	
為替差益	5,760	
助成金収入	2,545	
受取手数料	2,402	
その他	1,329	12,943
営業外費用		
支払利息	5,189	
支払手数料	4,763	
社債発行費償却	8,364	
その他	2,239	20,556
経常利益		18,924
特別利益		
新株予約権戻入益	924	924
特別損失		
固定資産除却損	656	
本社移転費用	7,007	
投資有価証券評価損	3,500	11,164
税金等調整前当期純利益		8,684
法人税、住民税及び事業税	73,546	
法人税等調整額	△2,446	71,100
当期純損失（△）		△62,415
非支配株主に帰属する当期純利益		12,053
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△74,469

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	948,262	916,585	419,109	△86,386	2,197,571
会計方針の変更による累積的影響額			△49,481		△49,481
遡及処理後当連結会計年度期首残高	948,262	916,585	369,628	△86,386	2,148,090
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	5,149	5,149			10,298
剰余金の配当			△19,137		△19,137
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△74,469		△74,469
自己株式の処分		3,311		2,718	6,029
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	5,149	8,460	△93,607	2,718	△77,279
当連結会計年度末残高	953,411	925,046	276,021	△83,668	2,070,810

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	953	19,548	20,502	24,394	24,136	2,266,604
会計方針の変更による累積的影響額						△49,481
遡及処理後当連結会計年度期首残高	953	19,548	20,502	24,394	24,136	2,217,123
当連結会計年度変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						10,298
剰余金の配当						△19,137
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△74,469
自己株式の処分						6,029
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△1,336	△23,491	△24,827	△9,722	12,053	△22,496
当連結会計年度変動額合計	△1,336	△23,491	△24,827	△9,722	12,053	△99,775
当連結会計年度末残高	△382	△3,942	△4,324	14,671	36,190	2,117,347

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	820,839	流動負債	410,796
現金及び預金	538,174	未払金	224,717
営業未収入金	23,198	未払費用	1,481
原材料及び貯蔵品	482	未払法人税等	23,202
前払費用	26,931	預り金	58,694
繰延税金資産	4,092	賞与引当金	6,203
その他	227,960	その他	96,497
		固定負債	522,986
固定資産	2,459,930	社債	504,000
有形固定資産	71,201	資産除去債務	18,986
建物	52,083	負債合計	933,782
工具、器具及び備品	19,118	【純資産の部】	
無形固定資産	25,379	株主資本	2,342,057
ソフトウエア	25,076	資本金	953,411
その他	302	資本剰余金	925,046
投資その他の資産	2,363,349	資本準備金	913,411
投資有価証券	1,577	その他資本剰余金	11,634
関係会社株式	2,199,786	利益剰余金	547,267
繰延税金資産	25,653	利益準備金	400
その他	136,331	その他利益剰余金	546,867
繰延資産	9,359	繰越利益剰余金	546,867
社債発行費	8,577	自己株式	△83,668
株式交付費	782	評価・換算差額等	△382
		その他有価証券評価差額金	△382
		新株予約権	14,671
		純資産合計	2,356,346
資産合計	3,290,129	負債及び純資産合計	3,290,129

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**604,984**
営業費用		**487,900**
営業利益		**117,083**
営業外収益		
受取利息	362	
受取配当金	149	
為替差益	4,852	
受取手数料	1,495	
その他	345	7,205
営業外費用		
支払利息	2,587	
支払手数料	4,457	
社債発行費償却	8,364	
その他	439	15,848
経常利益		**108,440**
特別利益		
新株予約権戻入益	924	924
特別損失		
投資有価証券評価損	3,500	3,500
税引前当期純利益		**105,864**
法人税、住民税及び事業税	35,866	
法人税等調整額	4,637	40,504
当期純利益		**65,360**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	948,262	908,262	8,322	916,585	400	500,644	501,044	△86,386	2,279,506
当期変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)	5,149	5,149		5,149					10,298
剰余金の配当						△19,137	△19,137		△19,137
当期純利益						65,360	65,360		65,360
自己株式の処分			3,311	3,311				2,718	6,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	5,149	5,149	3,311	8,460	－	46,223	46,223	2,718	62,551
当期末残高	953,411	913,411	11,634	925,046	400	546,867	547,267	△83,668	2,342,057

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	953	953	24,394	2,304,854
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				10,298
剰余金の配当				△19,137
当期純利益				65,360
自己株式の処分				6,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,336	△1,336	△9,722	△11,058
当期変動額合計	△1,336	△1,336	△9,722	51,492
当期末残高	△382	△382	14,671	2,356,346

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年８月25日

テックファームホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　斎　藤　　昇　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、テックファームホールディングス株式会社の平成27年７月１日から平成28年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テックファームホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年８月25日

テックファームホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　斎　藤　　昇　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　出　健　治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、テックファームホールディングス株式会社の平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年８月26日

テックファームホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小　夫　みのり　㊞

監査役（社外監査役）　田　中　好　男　㊞

監査役（社外監査役）　大　井　哲　也　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

以上の方針に基づき、第25期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金３円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は19,182,600円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年９月23日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、中長期的な企業価値の向上に資するコーポレート・ガバナンス体制の整備についての検討を重ねた結果、自ら業務執行をしない社外取締役の活用及び適切な権限の委譲を通じて、取締役会のモニタリング機能の強化と意思決定の迅速化を図ることができるものと考え、監査等委員会設置会社へ移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、これらに伴い必要となる条数等の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削除） （３）会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第12条　（条文省略）	第６条～第12条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第18条　（条文省略）	第13条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第19条　当会社の取締役は３名以上とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、６名以内とする。
（新設）	

現行定款	変更案
（選任方法） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 （新設） ２．補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 ２．（条文省略）	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）の中から選定する。 ２．（現行どおり）
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 （新設）	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 ３．前２項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は取締役会を招集することができる。

現行定款	変更案
第25条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第27条　取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第28条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。
第30条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（員数） 第31条　当会社の監査役は３名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第32条　監査役は、株主総会の決議によってこれを選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	（削除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集手続き） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集手続き） 第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議方法） 第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（監査役会規程） 第37条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
（報酬等） 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。	（削除）
第６章　会計監査人 第40条～第41条　（条文省略）	第６章　会計監査人 第35条～第36条　（現行どおり）
第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算 第43条～第46条　（条文省略）	第７章　計算 第38条～第41条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） １．当会社は、第25回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、第25回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第２項の定めるところによる。
（新設）	

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（３名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）２名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	千原（ちはら）　信悟（しんご） （昭和44年５月29日生）	平成５年９月　Federal Express Corporation入社 平成12年10月　翼システム㈱入社 平成12年12月　Tsubasa System America Inc.CEO 平成15年４月　㈱サイバード入社 平成16年５月　当社(現　テックファームホールディングス㈱) 入社 平成18年８月　当社(現　テックファームホールディングス㈱) 経営管理部長 平成18年10月　当社(現　テックファームホールディングス㈱) 取締役 当社(現　テックファームホールディングス㈱) CFO 平成20年10月　当社(現　テックファームホールディングス㈱) 取締役副社長 平成22年２月　エクシーダ㈱取締役 平成22年３月　当社(現　テックファームホールディングス㈱) 代表取締役社長 平成25年８月　当社(現　テックファームホールディングス㈱) 代表取締役社長CEO 平成27年３月　㈱EBE代表取締役社長（現任） 平成27年７月　テックファーム㈱代表取締役社長（現任） 当社(現　テックファームホールディングス㈱) 代表取締役会長（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	永守（ながもり）　秀章（ひであき） （昭和46年９月12日生）	平成７年４月　ドレスナー証券会社（現　コメルツ銀行）入社 平成９年４月　SBCウォーバーグ証券会社（現　UBS証券㈱）入社 平成12年12月　クレディスイスファーストボストン証券会社（現　クレディ・スイス証券㈱）入社 平成15年６月　㈱サイバード入社 平成19年４月　㈱サイバードホールディングス（現　㈱サイバード）執行役員 ㈱サイバード取締役 ㈱JIMOS取締役 平成20年４月　㈱サイバードホールディングス（現　㈱サイバード）執行役員COO 平成23年10月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）取締役兼CFO 平成25年８月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）取締役副社長CFO 平成27年３月　㈱EBE取締役（現任） 平成27年７月　テックファーム㈱取締役（現任） 当社(現　テックファームホールディングス㈱）代表取締役社長CEO（現任）	－株

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	※ 小夫　みのり（おぶ　みのり） （昭和48年６月18日生）	平成13年４月　田尻会計事務所入所 平成16年４月　税理士登録 平成16年12月　小夫みのり税理士事務所設立 所長（現任） 平成18年10月　当社(現　テックファームホールディングス㈱）監査役（現任） 平成22年２月　エクシーダ㈱監査役 平成27年３月　㈱EBE監査役（現任） 平成27年７月　テックファーム㈱監査役（現任）	－株
2	※ 大井　哲也（おおい　てつや） （昭和47年１月５日生）	平成11年10月　ソフトバンク・ファイナンス㈱入社 平成12年４月　最高裁判所司法研修所 入所 平成13年10月　東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所 入所 平成23年１月　TMI総合法律事務所 パートナー（現任） 平成25年11月　㈱ジェイアイエヌ監査役（現任） 平成26年７月　㈱マーケットエンタープライズ監査役（現任） 平成27年９月　当社監査役（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	※ 田口（たぐち）　浩介（こうすけ） （昭和49年７月27日生）	平成10年10月　監査法人トーマツ入社 平成14年４月　公認会計士登録 平成16年７月　田口浩介公認会計士事務所設立 弁護士法人キャスト（現　弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所）入所 平成16年11月　税理士登録 平成20年８月　SUIアドバイザリーサービス㈱（現　U&Iアドバイザリーサービス㈱）取締役（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．小夫みのり氏、大井哲也氏、田口浩介氏は、社外取締役候補者であります。
・小夫みのり氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、人格高潔にして、税理士として会社財務に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
・大井哲也氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただけるものとして選任をお願いするものであります。
・田口浩介氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただけるものとして選任をお願いするものであります。
４．小夫みのり氏、大井哲也氏、田口浩介氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額いたします。
５．取締役候補者小夫みのり氏、大井哲也氏、田口浩介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成17年10月27日開催の第14回定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の報酬等を廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額200,000千円以内といたしたいと存じます。

なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は３名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は２名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を、年額60,000千円以内といたしたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
東京オペラシティタワー７階　第一・第二会議室



＜交通のご案内＞
京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩２分
甲州街道・山手通り初台交差点角

＜ご案内＞
株主総会の受付は７階になります。
２階オフィスロビーのエレベーターよりお越しください。

お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。